

投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - まつ毛エクステンション用グルーの品質表示新基準策定	1
2 - 美容師法の改正による「まつ毛美容師」資格の新設	1
3 - 檜葉町の小中学校における遠隔教育の導入	2
5 - 水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化	2
6 - 車検(自動車検査登録制度)とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化	3
7 - 微量漏えいの取り扱いの見直し	3
8 - 容器置場における直射日光を遮る措置の合理化	4
9 - 予備品の使用	4
10 - トレーラー庫の散水基準の見直し	4
11 - 保安検査の方法の緩和	5
12 - 中規模水素スタンド(仮称)の技術基準の緩和	5
13 - 水素スタンドにおける販売先・充填先の保安状況にかかる事業者の責任の撤廃	6
14 - 水素スタンド設備の無人運転の許容	6
15 - トラブル時の緊急充填等の可能化	6
16 - 家庭、小規模事業所等での水素充填の可能化	7
17 - 保安監督者の複数スタンド兼任の許容	7
18 - 保安監督者の資格者要件の合理化	7
19 - 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドを整備するにあたっての基準整備	8
20 - 出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	8

21 - 水素スタンドにおける過流防止弁等の設置の廃止	8
22 - 新たな水素特性判断基準の導入	9
23 - 安全係数3.5の設計における圧力制限の撤廃	9
24 - 海外において検定を受けたステーションの防爆製品の国内検定の不要化	9
25 - 水素カードル等の上限温度の緩和	10
26 - 3.5よりも低い安全係数の一般則及び特定則への追加	10
27 - 型式承認の合理化	10
28 - 刻印のない試作容器を車載したFCVの公道以外(テストコース等)での走行	11
29 - 国際基準(UN-R134)に基づくFCV用高压水素容器の相互承認制度の確立	11
30 - 高压容器のサイクルバースト試験での品質担保手法の見直し	12
31 - 車載用高压水素容器等の開発時の認可の不要化	12
32 - FCV / CNG車に関する国交省と経産省にまたがる事務手続きの合理化	13
33 - 容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維の解釈	13
34 - UN-R134容器へ標章の方式の緩和	14
35 - 容器の許容キズ深さの基準の緩和	14
36 - 容器等製造業者登録の会社単位取得	14
37 - 容器等製造業者登録の更新の見直し	15
38 - 刻印のない試作容器を車載したFCVの走行	15
39 - 容器寿命の延長	15
40 - 充填可能期間中の容器を搭載しているFC産業車両用電源ユニットのリユースの許容	16
41 - FCV販売終了後の補給用タンクの供給	16
42 - 充填口付近のラベルの寸法の緩和	16
43 - 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	17
44 - 充填可能期限が経過した複合容器を搭載したFCVの廃車のための移動の可能化	17

45 - 改正道路交通法の破棄	17
46 - 医療保険者が実施する自由診療での完全遠隔診療(禁煙外来)について	18
47 - 電波法の改正	19
48 - 国内各警察署における事件番号の閲覧システム	19
49 - 大学敷地の開放	19
50 - 遠隔診療事業の厚生労働省内における窓口一本化について	20
51 - 遠隔診療の解釈の明確化と関係各所への周知	21
52 - 対面診療、遠隔診療の適切な組み合わせを医師・患者の裁量に	21
53 - 遠隔診療におけるツールの限定性	22
54 - 地域医療における遠隔診療を普及させるための診療報酬改定	22
55 - 新規患者の拾い上げのための初診遠隔診療の診療報酬改定	23
56 - 行政書士会の強制加入制度の廃止あるいは一都道府県に二つ以上の行政書士会設置を認めること	23
57 - 新規化学物質の有害性調査の具体的な方法等に関するQ&A(基安化発0317第1号)の見直しについて	24
58 - 個人所有するレジャーボートに対しての検査制度について問題提起	24

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月17日	29年 3月14日	まつ毛エクステンション用グルーの品質表示新基準策定	<p>国民生活センターから業界団体への要望も踏まえ、まつ毛エクステンションの道具やサービスに関連する消費者トラブルを減少させるため、まつげエクステンション施術用グルーに対し新たな品質表示を策定し義務付けることにより、消費者のアレルギ-の誘発や粗悪品の流通を防止する為にご提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グルー（装着用接着剤）で、シアノアクリレートとアクリル樹脂を含むものには「人によりアレルギ-反応を起こす恐れがある」を明記する。 ・使用期限を明記する。 ・販売者にSDSの保持及び購入者への適宜公開を義務付ける。 ・SDSに記載されているマテリアルの名称を配合量の多い順に表示する。 ・製品又は説明書に「販売者名・連絡先・用途・用法・容量・注意事項・製造国」を表示する。 ・使用実態に即した試験方法で「皮膚一時刺激性試験」を行うことを推奨する。その試験結果が一定水準安全性にない場合は販売を自粛させる。 ・使用実態に即した試験方法でホルムアルデヒド試験を行い、硬化後に一定量を超える溶出がしてはならないことを義務付ける。 <p>現状、まつ毛エクステンションサロンにおいて施術に使用される接着剤（グルー）は、家庭用品や化粧品や医薬部外品のいずれにも属さない販売者のモラル任せという状態にあります。そのため「使用方法や使用期限」といった重要事項すら記載していない製品が流通しています。</p> <p>「どういふリスクがあるのか？いつまで使えるのか？」がわからないということです。</p> <p>そもそもグルーにはアレルギ-性があると考えられます。また、使用期限を過ぎて劣化したグルーを使用した場合、皮膚や目に対して身体被害リスクが高まる恐れがある為、業界団体によって自主的に規制されています。</p> <p>現在、道具は主として有識者がサロン施術に使用する業務用ですが、ヘアカラー溶剤やネイル溶剤などと同じように一般消費者にも販売されています。しかし、家庭用品としての品質表示義務には、素材の特徴や用法が似て非なる「つけまつげ用のノリ」や「肌着等の長時間肌に触れるもの」に対する規制しかありません。</p> <p>このような「道具の規制が何もない状態」が消費者トラブルの減少を勢い付けない原因であると考えられる為、ご提案申し上げます。</p>	株式会社松風	消費者庁 厚生労働省
2	28年 11月17日	29年 3月8日	美容師法の改正による「まつ毛美容師」資格の新設	<p>まつ毛を美しく見せる新しい美容法として女性に人気のまつ毛エクステンション。流行から10年程だが、市場規模は2015年の調査報告によると1500億円市場といわれており、10年前の4倍程度に増加しているという説もある成長著しい産業である。</p> <p>女性（消費者）の女性（技術者）による美容といっても過言ではない「女性中心の産業」である。</p> <p>しかし、歴史の浅い美容法ということもあり、消費者や技術者がリスク（アレルギ-など）を正しく認識していないことなどによる消費者トラブルが度々問題となっている。</p> <p>平成20年に厚生労働省から「まつ毛エクステンションの施術には美容師資格が必要」という主旨の課長通知が出された。しかし、その時点もそれ以降も大半の美容学校ではまつ毛エクステンションに関する授業を行っておらず、美容師の国家試験の際にも「まつ毛エクステンション」の課題はない。</p> <p>現時点で美容師資格を保持している人は美容学校で「まつ毛エクステンション」を全く習っていない。「美容師の資格を持っていれば知識や技術がどの程度であるかが施術して良い」と解釈されている人がいることは消費者トラブル減少に歯止めがかからないという問題の根底部分となっている。</p> <p>事実、平成20年以降、美容師が施術することになって約8年になるが、国民生活センターの報告によると「消費者トラブル報告は過去5年100件前後」で推移しており消費者問題から消えないままである。まつ毛エクステンションは、多数の道具を使用する技術であるため、技術の練習より先に「道具の使用方法に関する知識」をつけることは何より重要である。</p> <p>「授業時間ゼロ」「専門資格無し」ではなく、一定期間まつ毛エクステンションだけを専門的に美容学校で習えば「まつ毛美容師」の受験資格を有することが出来、試験に合格した人がまつ毛美容師になれるという資格制度を新設すれば、消費者トラブルは根本的に減らせる。同時に、現在よりも短期間で資格を得ることができれば、社会人による資格取得や美容学校入学も出てくるのが期待出来る。これは人手不足の問題を抱える美容業界の解決策にもなり「女性の活躍」「働き方の多様化」にも貢献する。</p> <p>なお、すでに美容師資格保持者でまつ毛エクステンションの施術をしている人については、施術を制限するのではなく、消費者の安全を確保する観点から何らかの経過措置を講じてはどうか。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	29年 2月10日	29年 2月23日	榎葉町の小中学校における遠隔教育の導入	<p>1、提案の具体的内容及び提案理由 榎葉町では、震災以降、住民の帰還が進んでいない。特に子供のいる世帯が地域に帰ってくるのが最大の課題。 (参考) 榎葉町の小中学校の現状 震災前 榎葉町で通学希望 (22年度末) (28年12月調査) ・小学生 432人 54人 ・中学生 254人 43人</p> <p>このため、教育内容の質を高め、魅力的な教育環境を整えることは必須。しかし、大都市圏から遠隔地にある榎葉町では、域内だけでは困難。ICTを活用した遠隔教育を導入し、域外の教育人材を最大限に活用したい。域外の人材として、慶応義塾大学の教授陣などに協力を得るべく準備を進めている。</p> <p>(1) 小中学校における遠隔教育の導入 平成27年4月から高校における遠隔教育は解禁されたが、小中学校では認められていない(教育課程上のすべての授業で「対面」が必須とされている)。大都市圏から遠隔地にあるなどの特殊事情のある地域では解禁することを提案する。 (注) なお、現状でも、教室に教諭がいる状態で、テレビ電話により域外から追加的に授業に参加することは可能だが、これでは、限られた教員を最大限有効に活用できない。</p> <p>(2) 教員免許保有者以外による授業 現状では、「特別非常勤講師」「特別免許状」などの制度があるが、 ・「特別非常勤講師」は、教科の領域の一部しか担当できない、 ・「特別免許状」は、免許付与が硬直的、 といった制約がある。 遠隔教育を導入するうえで、たとえば大学教員(小中学校の教員免許非保有)が特定教科を一貫して担当できるようにするなど、より柔軟な人材活用を可能にすることを提案する。</p>	榎葉町	文部科学省
4	29年 2月17日	29年 2月23日	水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化	<p>【提案の具体的内容】 水素ステーションにおける保安台帳の不要化を図り、引渡し先の保安状況の記入・管理を不要としていただくとともに、保安台帳の記入・管理の不要化とあわせて、販売事業者の形態にかかわらず水素スタンドにおける販売主任者の選任を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、事業者は、引き渡し先における高圧ガスを使用する設備等の安全性を担保するため、保安台帳に引き渡し先の保安状況を記入し、販売主任者が管理している。同様に、水素スタンド事業者は、水素を充填・販売する際に水素スタンドで水素を供給した車両のナンバーや充填日時等を台帳に記入し、管理することとされている(ガソリンスタンドではこうした規制はない。)。こうした規制に対応するため、充填に要する時間が延長しており、今後の燃料電池自動車の普及拡大を踏まえれば、そのコストは看過できない。また、水素スタンドをセルフ化した際にも、台帳記入のための人員が必要となる。 一方で、多様な用途や容器に高圧ガスを充填するプラントとは異なり、水素スタンドでは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器にしか充填を行わず、充填された水素が車輛以外の場所で活用される可能性もないため、保安台帳を不要化しても、保安上の支障は生じないと考えられる。 また、水素スタンド事業者は、販売所毎に、製造保安責任者免状または高圧ガス販売主任者免状を有し、高圧ガスの製造または販売に関する6ヶ月以上の経験を持つ、販売主任者の選任が義務付けられており、特に、高圧ガスの製造事業者と販売事業者が異なる水素スタンドの運営を行う場合には、保安監督者と販売主任者を別々に選任する必要があり、販売主任者の資格要件を満たす人材確保及び人件費増大が課題となっている。一方で、販売主任者の業務として法令上明記されている販売に係る保安業務は保安台帳の記入・管理のみである。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	29年 2月17日	29年 2月23日	車検(自動車検査登録制度)とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化	<p>【提案の具体的内容】 車検合格の要件として、次回の車検までの間、容器の検査期限が確保されていることを合格要件とする運用をしていただくとともに、充填時に車載容器総括証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 FCV車載容器に水素を充填する場合、高圧ガス保安法上の検査を合格している容器以外に充填することは禁じられており、容器が高圧ガス保安法の検査に合格していることを表す車載容器総括証票など(燃料充填口近傍に貼付されている)を確認して充填しなければならない。一方、整備されていない車両(車検に合格していない等の車両)の公道走行は禁止されていることから、公道を走行する車両は高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両と言える。しかしながら、現行の車検では車検時に高圧ガス保安法に基づく容器検査の有効期限内であれば、仮に車検の有効期間中に容器検査の検査期限が到来する場合でも車検合格となるため、車検の有効期間とFCV車載容器の検査の有効期間にズレが生じる可能性がある。そこで、次回の車検までの期間、FCV車載容器の検査期限が確保されていることを車検合格の要件とすることにより、公道を走行する車両は常に有効期間内の容器を搭載していることになるため、水素スタンドにおける証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>そして、上記運用がなされた場合、公道を走行する車両が高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両であることについて、車検によっても担保されることになる。そこで、水素スタンドにおいて公道を走行してきたFCVに充填する際には、容器期限の確認等の責任を事業者が負わず、容器所有者つまりFCVの所有者に一元的に責任を負わせることとしていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省 国土交通省
6	29年 2月17日	29年 2月23日	微量漏えいの取り扱いの見直し	<p>【提案の具体的内容】 水素について、締結部と開閉部からの微量漏えいを事故から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、石けん水等を塗布して気泡が発生する程度の微量漏えい(いわゆる"カニ泡")も事故に該当すると通達で定められているため、事業者は微量漏えいによる設備の停止の後、再開の可否の判断等について自治体の判断を仰ぐ必要があり、一定期間水素スタンドを休業とせざるを得ない。本来、漏えいについては、漏えい検知器による検知で足りるとされているが、自主保安を高めるべく、それよりも高い感度で漏えいが検知できる石けん水等の塗布を実施している。それにも関わらず、微量漏えいを検知すれば事故と判断され、水素スタンドの休業につながるため、事業者に微量漏えいを積極的に発見させることは逆のインセンティブを与えることとなる。</p> <p>また、水素と同じ可燃性ガスである液化石油ガス及び天然ガスについては、法令(通達)で締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手等)と開閉部(バルブまたはコック)からの微量漏えいは事故から除外されている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	29年 2月17日	29年 2月23日	容器置場における直射日光を遮る措置の合理化	<p>【提案の具体的内容】 カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場 トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場 上記、覆いが設置された容器等以外を置かない容器置場には、直射日光を遮る措置を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素ステーションの充填容器等は、常に40℃以下に保たなければならず、充填容器に係る容器置場には直射日光を遮るための措置を講じることが義務付けられている。以下の2つのケースには、直射日光を遮る措置が既に施されているので、一律に屋根を設置することを見直し、合理的な措置を要望したい。 カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場 トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
8	29年 2月17日	29年 2月23日	予備品の使用	<p>【提案の具体的内容】 水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、30日間程度の休業が発生し、FCVユーザーへの安定的な水素供給に支障が生じている。中でも安全弁や緊急離脱カップラー、バルブの作動検査、メンテナンスに1～2週間かかり、律速工程になっている。対策として、予備品を事前に準備することが考えられるが、完成検査時に取り付けられない部材については、受検が難しく、受検していない部品の取り付けには、申請、許可が必要となり工程短縮効果が無くなってしまふ。 そこで、水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置できるようにして頂きたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
9	29年 2月17日	29年 2月23日	トレーラー庫の散水基準の見直し	<p>【提案の具体的内容】 容器置き場への散水が不要である旨を明示していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現在、高圧ガス保安法の上乗せとして、行政指導としてトレーラー庫をはじめとする容器置き場について散水を求める自治体があるが、高圧ガス保安法上は、容器置き場への散水が不要である旨を明示していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
10	29年 2月17日	29年 2月23日	保安検査の方法の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの保安検査について、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、毎年2千万円程度の費用がかかっている。費用の多くは、配管の開放検査(バルブ、安全弁等を含む)、ディスペンサー関連機器の開放検査(ノズル、緊急離脱カップラー、プレクーラー等)、圧縮機、蓄圧器の開放検査の費用である。 水素スタンドの保安検査、定期自主検査により30日間程度の休業が発生し、FCVユーザーへの安定的な水素供給に支障がある。加えて、開放・再組立てを繰り返すことは、漏洩のリスク増大の要因となっている。 一方で、天然ガススタンドの保安検査については、平成15～16年「保安検査方法見直し検討委員会」(高圧ガス保安協会)において、内容物である天然ガスが内部から腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことは明白であるとの結論を踏まえ、検査の簡素化がなされている。加えて、JIS規格(B8210-1994)と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査周期の延長も図られている。 水素スタンドではそもそも、水素の影響を受けない材料を用いることが義務付けられており、腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことから、開放検査を原則とすることは過剰規制となっている。 そこで、水素スタンドについても、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
11	29年 2月17日	29年 2月23日	中規模水素スタンド(仮称)の技術基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 中規模水素スタンドの規模に照らして過剰となる技術基準について、規模に見合った適正な基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】 平成28年2月に一般高圧ガス保安規則第12条の2が整備され、処理能力30Nm³/日未満の小規模な水素スタンドの設置が主に地方都市を中心に進んでいる。平成32年(2020年)頃には、このような分散型小規模水素スタンドを利用するFCVの台数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市のFCV台数増加と、それに伴う大規模な商用水素スタンドの整備には、四大都市圏に比べてなお時間を要する。このような地域には、処理能力30Nm³以上100Nm³/日未満の水素スタンド(中規模水素スタンドと仮称する)の整備が有効と考えられる。 現在、中規模水素スタンドには第一種製造者(100Nm³/日以上)、に適用される技術基準(一般高圧ガス保安規則第7条の3)が適用される。この技術基準には製造と貯蔵両方の技術基準が含まれるが、貯蔵の技術基準は貯蔵量300Nm³以上の貯蔵施設(第一種または第二種貯蔵所)を想定したものと考えられる。 しかし、中規模スタンドの中には貯蔵量が300Nm³未満(その他貯蔵所)となるような施設も想定され、これらについて、例えば防火壁や蓄圧器の過流量防止措置など、第一種または第二種貯蔵所と同様の規制を適用することは過剰と考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
12	29年 2月17日	29年 2月23日	水素スタンドにおける販売先・充填先の保安状況にかかる事業者の責任の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドにおいても、ガソリンスタンド同様に、販売先・充填先の保安状況にかかる水素スタンド事業者の責任を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、販売主任責任者の選任や、販売先(充填先であるFCV)の保安状況を記載した台帳等による販売上の販売先に関する保安、更に、充填時にFCVの容器の期限を確認しなければならない等の製造上の保安というように、本来はユーザーが一義的に責任を負っている部分の保安について、事業者を重ねて保安を担保させている。 ガソリンスタンドでは、車両の安全性はあくまでユーザーが管理するものとされており、このような販売先・充填先に関する保安の義務はない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
13	29年 2月17日	29年 2月23日	水素スタンド設備の無人運転の許容	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの無人運転(遠隔監視等による)を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点検や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安監督者自身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充填はドライバーが行うことで、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点検や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等を行うことで足り、常駐は不要と考えられる。 そこで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水素スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては十分な水素を保有できることや商業地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じくガソリンスタンドの併設が可能であることを確認いただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	総務省 経済産業省 国土交通省
14	29年 2月17日	29年 2月23日	トラブル時の緊急充填等の可能化	<p>【提案の具体的内容】 FCVの燃料切れ時等に公道等での緊急充填を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 路上での燃料切れによる救援依頼はJAFだけで年間63,811件(平成27年度)発生している。 現在、移動式圧縮水素スタンドからFCVへの充填は「第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充てんすること」とされており、不特定場所での燃料充填ができないことから、必ずレッカー移動を行わなければならない。 今後、FCVが普及し、燃料切れトラブルも増加すると思われることを考慮し、緊急充填を可能とする規制見直しが必要である。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	29年 2月17日	29年 2月23日	家庭、小規模事業等での水素充填の可能化	<p>【提案の具体的内容】 FCVについても一般的な家庭、小規模事業所等での充填を、EV充電やCNG充填と同程度の簡便さで可能とする基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】 既に一般的なディーラーや自宅カーポート、ガレージ、倉庫や工場などにEVの充電設備が多数設置されている。また、CNG充填設備はガス事業法により、一般的な家庭の屋内ガレージで家庭用機器並の簡便さで充填可能な設備の使用が認められている。特に、一般的なディーラーでの充填については、EVの普及の状況に鑑みても、今後の地方におけるFCVの普及にあたり重要なサービスになると考える。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
16	29年 2月17日	29年 2月23日	保安監督者の複数スタンド兼任の許容	<p>【提案の具体的内容】 事故時などの連絡体制などが確保されていることを条件として、保安監督者が一定の地理的範囲及び一定の箇所数の水素スタンドの保安監督者を兼任することを許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者を当該水素スタンドに専任させる形で保安監督者として選任し、保安を監督させる必要があり、そのような有資格者をスタンド毎に選任することは水素スタンドの運営コストの増加要因となっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
17	29年 2月17日	29年 2月23日	保安監督者の資格者要件の合理化	<p>【提案の具体的内容】 高圧水素ガス特有の性質に対応するために水素スタンドの保安監督者に求められる経験の内容について、精査した上で、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験(水素の製造6ヶ月)を持つ者を保安監督者に選任する必要があるが、水素の取り扱い経験が6ヶ月ある経験者の確保には困難があるため、新規事業者が参入しづらい状況にある。他の可燃性の高圧ガスの取り扱いの場合、保安監督者として監督を行う対象のガス種の取り扱い経験に限定せず、一括りで、可燃性ガスの製造の経験が6ヶ月あれば、保安監督者となれると規定されている。水素についても、6ヶ月の経験について、全ての期間を水素の取り扱いに限定することなく、高圧水素ガスに特有の性質に習熟するために必要となる経験等と、他の可燃性高圧ガスと共通する性質に習熟するために必要となる経験等の2つに分解し、合計6ヶ月にするなど、保安監督者の資格要件の合理化をすべきと考える。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
18	29年 2月17日	29年 2月23日	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドを整備するにあたっての基準整備	<p>【提案の具体的内容】 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理能力の計算においては、実際に稼働する状況を前提に能力を計算していただきたい。</p> <p>【提案理由】 液化水素の連続昇圧にあたっては、蒸発器の凍り付きの問題から、2つの蒸発器を用いて交互に使用することになり、2つの蒸発器は同時に起動することはない。 しかし、高圧ガス保安法では、原則として処理能力を全ての機械の能力の合算で求めるため、コンビナート則の適用の可能性があり、保安について、水素スタンド以上の規制を受けることになる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
19	29年 2月17日	29年 2月23日	出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者に保安を監督させることにより(いわゆる保安監督者)、保安統括者・保安技術管理者・保安係員の選任が免除されている。一方、水素出荷設備については、水素スタンドに併設する小規模なものであっても、保安統括者・保安技術管理者・保安係員を選任する必要があり、多額の人件費を要している。 水素スタンドに併設した出荷設備からカードル・トレーラー・移動式水素スタンドに充填する場合には、安全性に関して、FCVへの充填と大きな差異はないと考えられる。 そこで、水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。 なお、追加の安全対策としては、流量調節弁の設置などが考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
20	29年 2月17日	29年 2月23日	水素スタンドにおける過流防止弁等の設置の廃止	<p>【提案の具体的内容】 リスクアセスメントを再度実施し、これらの基準の緩和について検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドの安全性確保のため、二重遮断装置、過流防止弁等の設置が義務づけられているが、この規制は、82MPaの水素スタンドの実績がない頃に行われたリスクアセスメントに基づいて決められたものであり、現状の技術が反映されていない。 具体的には、リスクアセスメント当時に比べて、配管等に使用する材料と水素の関係性が分かってきており、破断前漏洩等も考慮した設計となっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	29年 2月17日	29年 2月23日	新たな水素特性判断基準の導入	<p>【提案の具体的内容】 水素特性判断基準の基礎研究を進め確立させるとともに、確立した判断基準を速やかに基準化し、一般高圧ガス保安規則例示基準に導入していただきたく、引き続き協力していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現行のNi当量規制(SSRTによる相対絞りを基準とした材料選択)による材料は、水素の影響が極めて少ない材料であるが調達に時間がかかり、調達コストも高くなっている。 水素スタンドへの使用鋼材について、出来る限り汎用性のある鋼材を適材適所に使用出来るような新しい水素特性の判断基準の確立・導入が望まれている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
22	29年 2月17日	29年 2月23日	安全係数3.5の設計における圧力制限の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、安全係数3.5で設計する場合の技術基準の圧力制限を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、安全係数を4として(仕様で想定する使用条件における材料に対する負荷の4倍の負荷がかかっても安全できるように設計する)設計を行う場合の技術基準については、使用する圧力の制限がない。一方、安全係数3.5として設計を行う場合の技術基準については、国内他法令(圧力制限なし)と異なり、高圧ガス保安法のみ圧力制限を設けているため、水素スタンドの設計を安全係数3.5で行おうとすると、使用できる材料に制限がある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
23	29年 2月17日	29年 2月23日	海外において検定を受けたステーションの防爆製品の国内検定の不要化	<p>【提案の具体的内容】 EN規格に基づくATEX指令で認証を受けた製品など(海外の検定機関で検定を受けた製品)について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。</p> <p>【提案理由】 海外の水素スタンドで使用されている防爆機器を国内で使用しようとした場合、海外の機関で検定を受けた国内製品と同等の製品であっても、その検定機関が国内の検定機関として登録されていない場合は、改めて国内の検定機関で検定を受けなければ使用できない。平成27年度の規制改革実施計画に基づき措置された外国の検定機関の登録型式検定機関としての登録については、制度は措置されたものの、検定機関自体には日本の登録を受ける直接のインセンティブがなく(インセンティブがあるのは、輸出入を行う事業者)、登録が進んでいないものと考えられる。IEC規格とは以前から互換性をもった国内防爆規格となっていて、平成29年1月初旬にはIEC規格に基づいて防爆認証を受けた機器類はそのEビデンスを国内でも使えるように規制が改正されたところである。しかし、それ以外の規格(欧州で一般的なATEX等)についても、海外の検定機関で検定を受けた製品(EN規格に基づくATEX指令で認証を受けた製品など)について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
24	29年 2月17日	29年 2月23日	水素カードル等の上限温度の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素ステーションに設置するTYPE1製水素カードルについて、上限温度の緩和をしていただきたい。 直射日光による上昇温度以上に、容器の上限温度が緩和された場合には、直射日光を遮る措置を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 汎用的に流通している水素カードル等に使用されるTYPE1容器は、常に40℃以下に保たなければならない。このため、容器置場には直射日光を遮るための措置(不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根)が必要である。さらに、直射日光を遮るための措置に加えて、散水設備等を設置することもあり、コストの増大につながっている。一方、圧縮水素トレーラーのTYPE3容器は、特に製造・輸送時において、40℃を超えて運用したいニーズが高かったことから、上限温度を高くした場合の検証を行った上で、緩和措置が取られている。水素ステーションに設置するTYPE1製水素カードルにも同様のニーズがあるため、常用の温度(使用温度上限)を高く設計した容器について、常用の温度(使用温度上限)が40℃を超えた容器則容器基準の追加を要望する。 さらに、直射日光による上昇温度以上に、常用の温度(使用温度上限)が高い容器を使用する場合には、直射日光を遮る措置及び温度上昇を防ぐ措置を不要としていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
25	29年 2月17日	29年 2月23日	3.5よりも低い安全係数の一般則及び特定則への追加	<p>【提案の具体的内容】 3.5よりも低い安全係数に係る設計の検討が進み、基準が整備された後、特定高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則に3.5よりも低い安全係数(例えば2.4)を導入し、特定則大臣特認と一般則詳細基準事前評価を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、特定設備を作る際、3.5よりも低い安全係数を採用する際には、法令上(特定則等)の規定がないことから、経済産業大臣による特別認可及び高圧ガス保安協会による事前評価委員会における評価が必要(一般高圧ガス設備では、高圧ガス保安協会による詳細基準事前評価のみ)であり、時間を要している。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
26	29年 2月17日	29年 2月23日	型式承認の合理化	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、道路運送車両法と同様の型式認証の仕組みを導入していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、新しく開発したFCVの車載容器について、新たなライン(製造設備)を設置し量産を始めるために、型式を取得する必要があるが、現在の運用では、製造設備を設置した後、その製造設備による製造工程について容器等製造業者登録を取得し、その設備により製造した容器の試験結果に基づいて型式を申請することが求められる。そのため、容器等製造業者登録に3ヶ月、登録された設備を用いて容器を作成し型式試験を行うのに約6ヶ月、型式試験の内容により型式を取得するのに3ヶ月、それらの認可情報を入力したラベルの生産準備に1ヶ月程度を要している。 この点、道路運送車両法に基づく車両自体の認可取得は2.5ヶ月以内に完了する。 車両の型式認証(道路運送車両法)においては、「どこのこういった設備で製造するか」というところまで事前に確定する必要は無く、製造事業場の追加の際の都度の認可は不要となっている。品質管理の観点からは、既に完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能であると考えられるため、このように製造場所と型式認証を紐付けて製造場所まで事前確認の対象とする制度は過剰であると考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
27	29年 2月17日	29年 2月23日	刻印のない試作容器を 車載したFCVの公道以 外(テストコース等)で の走行	<p>【提案の具体的内容】 FCVの開発を促進する観点から、特別充填許可に基づく充填ラベルと容器ラベルを刻印とみなし、刻印無し容器を搭載したFCVの公道以外(テストコース等)での走行が可能になるよう、速やかに措置していただきたい。</p> <p>【提案理由】 規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)No.65「試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し」については、規制改革実施計画のフォローアップ結果(2015年6月16日規制改革会議)では「公道走行を行わない試験車両に搭載する刻印無し容器については、高圧ガス保安法に基づく現行の特別充填制度を活用して対応するとの措置が取られた。」として「措置済」の扱いになっている。 しかしながら、実際には高圧ガス保安法では、これまでの規制の見直しにより、特別充填許可に基づいて、刻印無し試作容器への充填、消費は認められるようになったものの、が、貯蔵と移動については認められていない。このため、刻印無し容器を搭載したFCVは、水素ガスを充填したその場を動くことなくガスの消費、放出を行うことは可能であるが、公道以外(テストコース等)での走行が不可能となっている。即ち、規制改革実施計画の内容が未だ実現されていない状況になっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
28	29年 2月17日	29年 2月23日	国際基準(UN-R134)に 基づくFCV用高圧水素 容器の相互承認制度 の確立	<p>【提案の具体的内容】 UN-R134に基づく車両及び容器の相互承認制度を有効に活用できるよう、高圧ガス保安法においても道路運送車両法と同様の関係法令の整備を速やかに実施していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法と道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく国際基準であるUN-R134を取り込むために2016年6月30日付けで関係法令の改正が行われた。これは規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)No.58「燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化」への取り組みの一環として実施されたものである。 しかしながら、高圧ガス保安法関係については、関係法令に一部不足部分があるため、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を十分に活用出来ない状態にある。例えば、UN-R134に基づいて製造されたFCV用高圧水素容器について、海外で認可を得た容器を国内で使用するための国内規定が整備された一方で、国内で認可を得た容器を海外に輸出する際に必須となる海外の認可当局向けの認可証を発行する国内規定が十分に整備されていないため、国内で認可を得た容器を搭載したFCVの海外への輸出が事実上困難な状態にある。 車両について規制を行っている道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を有効に活用できるように関係法令が既に整備され、円滑な運用が行われている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
29	29年 2月17日	29年 2月23日	高圧容器のサイクルバースト試験での品質担保手法の見直し	<p>【提案の具体的内容】 容器の出荷可否要件からバッチテストの実施を除外していただきたい。 さらに、サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへご協力いただきたい。</p> <p>【提案理由】 バッチテストとして実施するサイクル試験・バースト試験が終了するまでは、容器をリリース(出荷)できず、結果そのバッチ分の容器を保管する為の広大なスペース確保が必要。 下記を前提に、容器の出荷可否要件からバッチテストの実施を除外する。 容器の強度にかかわる設計内容、それに基づく生産工程での品質保証、及び全数検査(膨張試験)の実施から、容器の耐圧強度は十分に担保される。さらに、万が一に備え出荷後の回収手段を整備する。 さらに、現行法においては、バッチテストとして実施するサイクルバースト試験がある割合が必要であり、大きな生産ロス(廃棄物、コスト)となる。サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへのご協力を頂きたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
30	29年 2月17日	29年 2月23日	車載用高圧水素容器等の開発時の認可の不要化	<p>【提案の具体的内容】 容器の開発についても、車体と同様、認可を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 FCV/CNG車については、現在、道路運送車両法と高圧ガス保安法に基づき規制されているが、今後のFCVの普及を見据えれば、高圧ガス保安法の規制が、大量生産を前提とした道路運送車両法の規制に比べて、極めて厳しい部分がある。 開発時の認可についても、道路運送車両法上、車両の開発を行うに際し、車体部分については、開発時の認可は不要であるが、高圧ガス保安法に關係する部分は、開発品毎に認可を取る必要があり、開発の遅延や、認可対応のコスト増に繋がる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	29年 2月17日	29年 2月23日	FCV / CNG車に関する 国交省と経産省にまた がる事務手続きの合理 化	<p>【提案の具体的内容】 FCV (特にUNR関係)の申請窓口を一本化していただきたい。 さらに、車載容器については車輛部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】 FCV / CNG車など高压容器を車載した車両においては、車両と容器の申請、管轄が国交省と経産省に分かれているために、以下のような課題がある。今後FCVを大量導入していくにあたり、自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化を求めるとともに、将来的には、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化(両法) 申請の窓口の一本化としては、平成25年度の規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)の、No.62(燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化)のような例もあるが、UNR134では高压容器部分は経産省に、車両システムは国交省にそれぞれ申請する必要があるなど、認可当局が複数にまたがる不便性がある。また従来の国内法でも容器から水素が漏洩した場合、高压ガス保安法での事故の取扱いと道路運送車両法の燃料漏れでそれぞれ届出が別々に必要である。そのため自動車についての事務手続きの合理化の観点から(特にUNR関係については)申請窓口の一本化をお願いしたい。</p> <p>現在、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 今後WVTAにより車両全体の一括認証の仕組みを進める場合、FCV / CNG車については国交省と経産省の両省庁にまたがって調整を進める必要があり、場合によってはそれぞれ独立した委員会を設けて審議を進める必要があり、国際的な相互承認の進め方に他国に後れを生じる可能性がある。そのため車載容器については車輛部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 また、車両と容器の法定点検(車検や容器再検査等)も両省にまたがり、有効期限が同期しないケースもある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省 国土交通省
32	29年 2月17日	29年 2月23日	容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維の解釈	<p>【提案の具体的内容】 荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高压ガス保安法では、容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を敷いている(「容器製造業者が引張り強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの」であることを求めている。)。荷重を分担しないガラス繊維について、荷重の分担を前提とした規制がなされていることは合理的ではない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
33	29年 2月17日	29年 2月23日	UN-R134容器へ標章の方式の緩和	<p>【提案の具体的内容】 海外でUN-R134に基づく容器認可を得る場合と同様、国内で認可を得る場合においても、UN-R134に規定されたおりの任意の方式でのラベリングを認めていただきたい。(アルミニウム箔または伸縮性を有する票紙に、打刻ではなく印字したものを容器外面に貼付し、場合によっては保護フィルムを貼付する方法等を想定している。)</p> <p>【提案理由】 国際基準であるUN-R134に基づく容器認可を取得する場合、高圧ガス保安法では複合容器への標章の方式として、票紙に表示したものをフープラップ層の見えやすい位置に巻き込む方法か、アルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外面に貼付する方法のいずれかしか認められていない。 UN-R134では5.6項で「容器に貼付されるラベルは、その容器に関するメーカー推奨の使用寿命の期間を通して所定位置にとどまり、かつ判読できるものとする。」と規定していることから、海外でUN-R134に基づく容器認可を得る場合には、任意の方式でのラベリングが認められている。即ち、同じ国際基準UN-R134に基づく容器でも日本で認可を得る際には標章の方式の自由度に制限がある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
34	29年 2月17日	29年 2月23日	容器の許容キズ深さの基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 許容キズ深さを1.25mmに限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。 また、再検査時ついて、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に(繊維が露出している)の条件を加えていただきたい</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法国際相互承認に係る容器保安規則では、容器の許容キズ深さは1.25mm以下とされており、例えば容器の保護層を厚めに設計するなどして、1.25mm以上のキズを許容できる容器を作ろうとしても、認められない。一方、国際的には、このような容器を製造することが認められている。 開発の自由度を高めるためにも、許容キズ深さを1.25mmに限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。 また再検査時にキズを認めた場合、「...許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。」(国際容器則細目告示第17条第1項第1号ハ)とある。繊維が露出していない場合は、繊維が保護されている状態なので、傷の補修は不要と考えられる。一方、容器則細目告示第20条第1項第1号ロ(同第15条第1項第1号ニ)には「(イ)...許容傷深さの値以下の切り傷であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」とあり、これらの不整合をなくすために、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に(繊維が露出している)の条件を加えていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
35	29年 2月17日	29年 2月23日	容器等製造業者登録の会社単位取得	<p>【提案の具体的内容】 容器等製造業者の登録にあたっては、会社単位での申請を認めていただきたい(車両製造は自動車型式指定申請を会社として実施)。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録にあたって、各工場等の事業場の単位で申請主体としているが、今後、量産規模が拡大していくに際し、工場が増える度に新たな容器等製造業者の登録を求められると、登録事業場間で、方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務に、多くの繰り返しや重複が発生し、非効率となる。また、同機種の複数工場生産を踏まえ、型式承認も工場ごとではなく、会社として一度の認可取得としていただくことで、工場間の生産融通など、フレキシブルな生産対応が可能となる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
36	29年 2月17日	29年 2月23日	容器等製造業者登録の更新の見直し	<p>【提案の具体的内容】 更新にあたっては、登録番号、型式認可番号等と同じものを引き継がせていただきたい。また、更新の手続き(現状、新規申請と同等と考えると約3か月)についても、現地監査等(数日)のみの確認で更新を認めていただきたい。更に、型式取得した製造中の容器を新たな登録事業場(工場)で追加製造する場合も、同一の型式番号を使用させていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録の有効期間は5年であり、5年毎に更新が必要であるが、更新した場合、認可番号が変更になるため、容器の品番も変更となり、車両製造、補給用の部品の管理等において、同一品であるにも関わらず異なる品番数が増える事による管理の混乱に繋がる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
37	29年 2月17日	29年 2月23日	刻印のない試作容器を車載したFCVの走行	<p>【提案の具体的内容】 特別充填制度等を活用し、一つの申請において複数の都道府県での公道を含む走行についての充填、移動、貯蔵についての許可をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 特別充填許可は各都道府県にそれぞれ申請、許可をもらう必要がある。テストコース等評価設備は目的に応じ、複数の所在地にあるため、一つの容器の評価に対し、複数の申請、許可が必要となっている。また一般の車両開発過程においては、試作の最終フェーズでは官能評価を含めた車両全体の評価のため実際に公道で確認している(臨時運行許可制度を活用)。FCVでも今後このような開発工程としたいが、刻印のない試作容器では公道を走行することができない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
38	29年 2月17日	29年 2月23日	容器寿命の延長	<p>【提案の具体的内容】 15年を超える容器寿命に対応したFCV容器の技術基準を整備していただきたい。あわせて、日本政府が主導して国際基準であるGTR-13及びUN-R134の改定に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現行の高圧ガス保安法ではFCV容器の容器寿命(充填可能期限)は15年に決められている。またFCVに関する国際基準であるGTR-13及びUN-R134においても、容器寿命は15年までとされている。このため、車両登録から15年を経たFCVを乗り続けるためには、車両が健全な状況であったとしても新品のFCV容器に交換しなければならず、ガソリン自動車に比べてユーザーに対して大きな負担を課すことになる。一方、欧州域内ではFCV容器の容器寿命を20年以内で容器製造業者が設定することが認められており、また、CNGVに関する国際基準であるUN-R110においても、同様にCNGV容器の容器寿命を20年以内に設定することが認められている。このように世界的に見れば、15年を超える容器寿命の取り扱いの実績が既にある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
39	29年 2月17日	29年 2月23日	充填可能期間中の容器を搭載しているFC産業車両用電源ユニットのリユースの許容	<p>【提案の具体的内容】 適切な点検・管理(労働安全衛生法によって定められている特定自主検査)の下で使用・取り扱いされている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替えを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 フォークリフトをはじめとするFC産業車両については、燃料装置用容器を含む全ての部品がワンパッケージ化された箱状の電源ユニットを搭載していることが特徴である。現状、車両と容器が1:1で紐付けが必要であるため、故障などによって車両側が使用不能となった場合には、たとえ、容器寿命(充填可能期間)途中であっても、新しい別の車両への電源ユニット載せ替えができず廃棄せざるを得ない。今後の普及を見据えれば、適切な点検・管理(労働安全衛生法によって定められている特定自主検査)の下で使用・取り扱いされている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替え、すなわちリユースを可能とすることが合理的である。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
40	29年 2月17日	29年 2月23日	FCV販売終了後の補給用タンクの供給	<p>【提案の具体的内容】 充填可能期限の定義として、製造し、検査に合格した以降の未使用期間における管理手法の取決め、及び管理状態での劣化に関する技術データの取得をしたうえで、充填可能期限は「車両搭載」からの期限としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 容器保安規則が適用される容器にあっては、同規則第8条第1項第10号において、また、国内相互承認容器保安規則が適用される容器にあっては、UN-R134の5項及び国際相互承認容器保安規則細目告示第1条第7号において、それぞれ、充填可能期限は「容器検査に合格した後」の期限(十五年)と規定されている。この規定に準ずると、補給用タンクの先行生産(造り置き)が困難となる。よって、十五年以降も市場に残存する車両に対して補給用タンクを供給するために、十五年を超える長期間の生産体制維持が必要。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
41	29年 2月17日	29年 2月23日	充填口付近のラベルの寸法の緩和	<p>【提案の具体的内容】 国内においても海外同様にメーカーが車載容器総括証票の様式を決められるようにしていただきたい。 また、容器再検査合格証票についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、FCVの水素充填口のふた(リッド)に車載容器総括証票として縦30mm×横45mm以上、容器再検査合格証票として縦20mm×横45mm以上のラベルを貼ることが義務付けられている。 車載容器総括証票について、UNR134では7.1.1.2.で「レセプタクルに近接してラベルを添付」とあり、必要な情報が記載されれば、様式はメーカーに任せられており、海外認定容器との不一致が生じている。国際的にはラベルの様式に関する規定はないため、国内においても同様にメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。 容器再検査は日本独自の仕組みであるため、容器再検査合格証票についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
42	29年 2月17日	29年 2月23日	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	<p>【提案の具体的内容】 製造方法、製造場所、事業者に関わらず同じ設計で製造される場合については同じ型式承認番号 (UNR134のapproval number) が発行できる仕組みとしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 「UNR134」において定める水素貯蔵システムの認可番号の発行の定義に対し、「国際相互承認に係る容器保安規則」の型式承認番号の発行の仕組みが異なるため、同じ容器であっても生産工場が異なる場合、別の番号が発行される恐れがある(様式の不一致については別途提案)。「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」の第1条第7号の型式の定義によると、「(イ)「同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたもの...」と規定されている。一方、UNR134では生産設備の場所の単一、複数、また製造方法の過程は求めておらず、国際容器則とUNR134で番号付与となる考え方が不一致になっている。 車両生産では同じ設計であればどの工場で生産しても同じ型番が適用できる(どの工場かはシリアル番号で管理)。また委託生産の場合、他社であっても同じ型番が適用できる。そのため水素貯蔵システムのみが同じ型にも関わらず、複数の番号が生じるのは不都合となっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
43	29年 2月17日	29年 2月23日	充填可能期限が経過した複合容器を搭載したFCVの廃車のための移動の可能化	<p>【提案の具体的内容】 充填可能期限を経過した複合容器を搭載したFCVにおいても、再資源化処理のための移動及び移動後の一時貯蔵を金属容器と同様に認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、複合容器に対しては、充填可能期限(現在は製造から15年)を経過した後は、充填はもちろん、貯蔵、移動が禁止される。これは複合容器に限定した規定であって、金属容器に対しては、充填可能期限を経過した後は、充填は禁止されるが、貯蔵、移動については禁止になっていない。 そのため、将来、充填可能期限経過後に複合容器を搭載したFCVの再資源化処理をしようとした場合、その時点で、違法な貯蔵になるばかりが、レッカー移動させることもできず、その場で容器のくず化を行わなければならない、実質的に再資源化処理が困難となる事例が多発し、設備等の整わない環境での作業による事故発生や不法投棄に繋がる恐れが考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省
44	29年 2月19日	29年 3月8日	改正道路交通法の破棄	<p>規制緩和に逆行し、若者をいじめる法律が効力を発揮しようとしています。日本の免許獲得の難しさは異常で、大多数の日本人が約20万円を払って自動車教習所に通います。長女は米国で免許を取りましたが極めて簡単だったそうです。ざっくり費用・時間でとると、日本の1/5です。調べてみると欧州主要国も米国と同様です。 驚くべきことにこれに加え免許区分の細分化が企図されドライバーの負担が更に増えることになります。たとえば、普通免許で3tトラックが運転できなくなります。運転したいなら、教習所に再入所しなくてはなりません。事故が増えているなら、改正も我慢できません。しかし、交通事故は年々減少しています。(2000年の死亡:約1万人、現在の死亡者:約4千人) また、事故率が近年上昇している高齢者は、この法律の対象ではありません。この改正はこれから免許が必要な若年層を狙い撃ちにする卑怯な政策で、教習所の利益(警察OBの巢窟)を守るためとしか考えられません。</p>	個人	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
45	29年 2月21日	29年 3月8日	医療保険者が実施する自由診療での完全遠隔診療(禁煙外来)について	<p>【提案内容】 遠隔診療に関しては、厚生労働省が1997年(平成9年)に通達し2003,2011年に一部改正後、2015年8月10日に医政局長より「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」が示された。 通達では遠隔診療はあくまで直接の対面診療の補完とされており、一回は対面を行うこととしている。 しかしながら、大手企業健保等の医療保険者が疾病予防として保健事業(自由診療)領域で行う遠隔診療事業に関しては、健康増進法及び健康保険法上で医療保険者の責務で行うことから「完全遠隔でも実施可能」と考える。</p> <p>【経済的・社会的抑制効果】 1.禁煙成功率の観点 禁煙外来では12週間以内に5回通院することが必要であるため、完遂率が約5割だったことに対し、遠隔禁煙外来で通院や待ち時間等がなくなり職場や自宅での受診も可能となり中断リスクが軽減したことによりプログラム完遂率が飛躍的に向上した実績も有する。 2.医療費抑制の観点 10年以上禁煙をした者は禁煙年数5年未満の者と比較すると、医療費81,800円の差が生じる。(1)また禁煙成功率向上に伴い、残薬問題の観点からも残薬削減可能となる。 3.市場規模の観点 市場調査会社調べでは、2020年の遠隔診療サービスの市場規模は、2016年比約2.5倍の192億円になると予測している。 禁煙外来市場は、遠隔禁煙で受療促進が実現し禁煙挑戦者が1%増加した場合124億円純増となる。 [(喫煙者2,000万人) × 0.01 × (医療費及び薬価含め約62,000円) = 124億円] 4.健康経営の観点 労働生産性の低下や長期病欠リスクの増加等が懸念されており、健康課題としても、リスク要因別の関連死亡者数では喫煙がトップであり、メンタル不調や認知症罹患の割合も倍増すると言われる。</p> <p>【賛同医療保険者】 健康経営やデータヘルス推進に積極的な組合も、完全遠隔禁煙外来を実現することにより、加入者の禁煙参加率及び成功率を向上させ、健康寿命延伸実現を目指す。 内田洋行健康保険組合、オートバックス健康保険組合、すかいらくグループ健康保険組合、ディスコ健康保険組合、日本航空健康保険組合、その他、運輸業、不動産業、証券業等</p> <p>(1):厚生労働科学研究費補助金:職域における効率的な禁煙支援法の開発と普及のための制度に関する研究(2006年度)</p>	株式会社リ ンテージ	厚生労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
46	29年 2月21日	29年 3月8日	電波法の改正	<p>当社はアメリカの速度計測器(スピードガン)の日本の窓口として事業展開をさせていただいています。現在、国内では電波法の範囲として10Ghz及び24Ghzがスピードガンへの周波数として割り当てられていますが、世界基準の35Ghz帯も使用周波数として承認していただくことを望みます。</p> <p>「スピードガンの可能性」 「スピードガン」はその名前の通りガンの形をしたスピードを計測する装置です。そもそもはアメリカで自動車の速度を計測するために発展してきたレーダーの反射を利用した(ドップラー効果)システムになります。日本では現在、プロ野球などの球場での速度表示をはじめ、安価な輸入商品が普及したことでアマチュアレベルまで使用されるようになりました。日本での利用はこの範囲にとどまっておりますが、スピードガンの可能性はこれだけではありません。海外では下記のような利用がされており、日本においても社会に役立つ利用の拡大が期待されています。</p> <p>「速度違反の取締り」 「災害計測」 「東京オリンピックに向けた速度データ活用」 「現状の球場の問題点の克服」</p> <p><詳細> http://kansai-sa.com/speed-gun/future_of_speed_gun.html 法改正が無理でも球場などで一切外部に電波が漏れない場合の使用を承認いただくだけで社会に多大な貢献ができるでしょう。</p> <p>また、現在市場が小さいために日本の電気関係のメーカーも参入できませんが利用方法の幅が広がることで新産業としていろいろ開発が進み、世界に販売できる商品も生まれるかもしれません。</p>	有限会社 関西エスア ンドエー	総務省
47	29年 2月26日	29年 3月8日	国内各警察署における事件番号の閲覧システム	<p>事件の番号が閲覧できるようにし、事件の隠蔽を防ぎ、国内事件の正確な統計などが作成されるようにする。事件が正確に記録され、番号保存されることにより、円滑な事件の対応が可能となる。それにより、軽犯罪においても記録されたデータ保存の国民周知によって国内犯罪の防犯効果を上げる。隠蔽により発生する2次事件を防ぐことができる。</p>	個人	警察庁
48	29年 2月28日	29年 3月8日	大学敷地の開放	<p>昨今、国立大学法の改正にて、財務基盤の強化という立て付けにおいて大学側の保有地を開放できる法案が通過したようだが、未だ進展が見られず、北海道大学のみがある程度の成果をあげようとしている。しかしながら多くの大学は変わらず、大学寮や学生のための…なんて風潮が根強い。少子化、高齢化の中で大学教育においてあれだけ広大な土地が本当に必要か疑問だ。介護施設や待機児童対策、保育所等など、大学が保有する土地の用途は計り知れないと思っています。寄付等の関係も構築できれば、尚更大学側へのメリットも大きくなるし、企業側の商イメージにも貢献できる。セキュリティも確保されたこの私有地は大学側も企業側も休眠地の覚醒と大きいものがあると思っています。せっかくの改正法案が死法とならない事を祈るばかりです。私学含め自己所有財産の有効活用は地域貢献も含め今後の期待するところです。</p>	個人	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
49	29年 3月4日	29年 3月21日	遠隔診療事業の厚生労働省内における窓口一本化について	<p>遠隔診療に関しては、厚生労働省が1997年(平成9年)に通達し2003,2011年に一部改正後、2015年8月10日に医政局長より「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」が示された。医療保険者は、主体的に遠隔診療を活用した保健事業を推進するにあたり、下記の担当窓口にお問い合わせ及び確認を行っている。</p> <p>保健事業立案を目指す医療保険者から、組織による見解の相違やタイムラグ解消に向けて窓口の一本化を求める声が多い。</p> <p>厚生労働省 医政局 地域医療計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療の普及及び向上に関すること。 ・医療監視員に関すること。 ・病院等における安全管理に関すること。 <p>厚生労働省 医政局 研究開発振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること。 ・保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。 ・医療技術の評価に関すること。 <p>厚生労働省 医政局 医事課 企画法令係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務の総括に関すること。 ・医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 及び柔道整復師に関すること。 <p>厚生労働省 保険局 医療課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び全国健康保険協会又は健康保険組合若しくは国民健康保険の保険者若しくはその連合会の行う福祉事業及び保健事業の医療に関する医療技術上の監督に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び特別審査委員会並びに国民健康保険団体連合会の審査委員会及び国民健康保険法の規定による厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査組織に関すること。 <p>厚生労働省 保険局 保険課 健康保険組合係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業の企画立案に関すること。 ・船員保険事業の企画立案に関すること。 ・全国健康保険協会の行う業務に関すること。 ・健康保険組合及び健康保険組合連合会の行う業務に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること。 ・健康保険法第二百一条の規定による報告の徴収及び指示に関すること。 	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
50	29年 3月5日	29年 3月21日	遠隔診療の解釈の明確化と関係各所への周知	<p>【テーマ】 解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】 遠隔診療については2015年8月10日の厚生労働省より事務連絡において解釈が明確化されたものの、本内容について保健所等、医療機関の管轄機関にまで周知徹底が不十分であるため、遠隔診療の実施にあたって、度々保健所からの指導を受けている状況。2015年末の段階では東京23区の保健所から、「遠隔診療の対象患者は本地区に該当者はいない」「初診から遠隔診療を実施することは認められていない」という内容で指導を受けた。このような法的解釈の不確定性は、当社の事業への影響に限らず、遠隔診療の実施者である現場の医療スタッフに混乱を招くものである。「初診から遠隔診療を実施すること」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」とある通り実施は問題ないことが読み取れるが、本疑義の回答内容を保健所等関係機関へ周知を実施いただきたい。</p> <p>(2015年8月10日事務連絡 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000094452.pdf)</p>	ポート株式会社	厚生労働省
51	29年 3月5日	29年 3月21日	対面診療、遠隔診療の適切な組み合わせを医師・患者の裁量に	<p>【テーマ】 規制改革の要望</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への疑義照会における2016年3月18日の回答に、「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合は、当該診療は「直接の対面診療を補完するものとして」行われておらず、「直接の対面診療と適切に組み合わせられ、た診療が行われていない」とされ医師法20条違反であることが明確化されているものの、2015年8月10日の事務連絡には、「直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えない」とされている。「適切な組み合わせ」の定義付けは曖昧であり、現場では様々なパターンが想定可能である。対象疾患の重症度や、処方薬の種類によりどこまで遠隔診療の対象とするかは医師の裁量に委ね、医師・患者双方の合意を前提とすれば遠隔診療で診療が完結することを問題視する必要はないのではないか。また、侵襲性は低いが、一回の診療で終了する様な治療(花粉症の様に1年1回で毎回ほぼ初診として扱われる場合や、郵送検診等によって診断結果が判断つく様な症状(性感染症、ピロリ菌等)について実施不可となってしまうことは、遠隔診療、セルメディケーション、医療ICTの推進において大きな障害になってしまう。より医師の裁量権を拡大し、病態ごと、対象患者ごとに適切な遠隔診療と対面診療の組み合わせを模索できるよう、規制改革を要望したい。</p> <p>(2016年3月18日回答 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf)</p>	ポート株式会社	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
52	29年 3月5日	29年 3月21日	遠隔診療におけるツールの限定性	<p>【テーマ】 解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への疑義照会における2016年3月18日の回答に、「電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うものである場合は、同通知中「1基本的考え方」における「直接対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報」が得られない。」とされている一方、2015年8月10日の事務連絡には、「「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。」とされている。こちらはまず、遠隔診療においてコミュニケーションツールを限定することを目的に置いているのか、という点ともしそうだとした場合に、疾患や処方薬の内容次第では、テレビ電話の使用を必須とするような形での診断ツールの限定をする必要はないのではないかとこの規制改革を要望したい。遠隔診療の利用に対して特に需要が高い層として忙しいビジネスパーソンや子育て・介護中の方などが挙げられるが、彼らは医療機関の営業時間内の時間調整が難しい場合も多い。それに対して、対象疾患や処方薬のレベルをある程度限定した上でチャット等テキストのやり取りと画像送信を合わせたコミュニケーションをとることや音声やテレビ画像を録音して送信し合うことは、本人認証が十分な精度で行われることなどの課題に対処すれば、通院継続が難しい患者への医療インフラ向上にもつながるのではないかと考える。通院継続がしにくいことが遠隔診療を都市での推進していく一つの要因であったからこそ、この様な実際のコミュニケーションにおける制限を規制改革することを要望したい。</p> <p>(2016年3月18日回答 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf)</p>	ポート株式会社	厚生労働省
53	29年 3月5日	29年 3月21日	地域医療における遠隔診療を普及させるための診療報酬改定	<p>【テーマ】 診療報酬制度の改定</p> <p>【具体的内容】 地域医療において遠隔診療を推進する場合に大きな課題となるのは患者側のIT機器利用のリテラシーである。弊社は宮崎県日南市、西米良村においては遠隔診療を受けることができるスポットとして公民館等を活用して月に1回程開催しており、そこには訪問看護師を機器操作担当として派遣し、医師は医療機関にいたまま遠隔診療を実施するという形態をとっている。これによって医療資源の少ない地域医療において、本来は往診をしなければいけない、あるいは多少の無理を押して通院していた患者を遠隔で診療することができる様になり、医療提供の効率性の向上とともに、地域全体の健康維持、生産性の向上にも繋がると実感している。具体的には日南市では、医療機関から患者が診療を受けるスポットまで往復100分以上かかっていた時間を削減し、仮に1日10分とした時に10人程、より多くの地域住民の診療をすることが可能になる。さらに、在宅診療において、地域医療では特に人口分散の影響により、移動に費やす時間的コストは膨大であり、1日あたりの診療数には限界がある。結果として、現状の診療報酬体系でもなお、医療機関経営者視点からすると割に合わず、在宅診療のニーズは地域のクリニックではなく、公的病院が提供している地域も多い。周辺の診療所の有無や人口の分散程度に応じた地域に合わせた診療報酬体系を整備することで、これらの地域医療における遠隔診療の普及の一つの壁となっている医療機関側インセンティブの不足を解消していく必要がある。具体的には、遠隔診療に関する事務サポートの評価(看護師の場合はその他医療スタッフの場合等)や、地域事情を踏まえた訪問診療報酬の段階分け(在宅診療患者を遠隔で診療した際の診療報酬費用等)を新たに検討することを要望する。</p>	ポート株式会社	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
54	29年 3月5日	29年 3月21日	新規患者の拾い上げのための初診遠隔診療の診療報酬改定	<p>【テーマ】 診療報酬制度の改定</p> <p>【具体的内容】 地域医療においては患者の日常生活に寄り添い、潜在的な受診需要をきちんと拾い上げることが、地域全体の健康レベルを引き上げるにつながると考える。現在宮崎県西米良村においては地域イベント(体操等)に連動して、イベント終了後に遠隔診療の場を設けている。このような形で初診からの遠隔診療を行うことで早期症状における拾い上げができるようになるとともに、小さな体調変化に伴い遠方の医療機関に通う移動距離、コストの削減という観点からも意義は大きい。現在遠隔診療は初診から実施をした時に保険診療報酬は算定されないため、このような事業については現在すべて、自治体側の負担によって成り立っているのが現状である。今後は地域事情を助案した上でこのような場合の初診料を算定し、住民の健康維持を遠隔診療と組み合わせて推進することができるような改定を検討することを要望する。</p>	ポート株式会社	厚生労働省
55	29年 3月8日	29年 3月21日	行政書士会の強制加入制度の廃止あるいは一都道府県に二つ以上の行政書士会設置を認めること	<p>現状、行政書士は事務所がある都道府県の行政書士会に入会しなければなりません。行政書士会が「困りごと解決」のような弁護士と誤認させるような依頼誘致を行ったり、ADRや成年後見のような行政書士の資格が必要ない業務に予算を計上し行政書士会の予算で組織が運営されていたりしています。これらは、行政書士制度の本旨から外れたことであり、強制入会かつ会費の支払いを拒否すれば廃業を勧告するにもかかわらず、行政書士会が、行政書士の資格が必要ない憲法によって国民に保障された個人の経済活動の自由の範疇にあたる業務について、行政書士から徴収した会費を支出するということは、「行政書士法に定められていない業務をやる自由」を侵害するものであり、経済活動の自由、思想信条の自由を侵害している状況です。東京都行政書士会の総会は、官公署への書類の作成・提出業務に支障をきたす平日に行われ、かつ代議員制を敷いているので、会員個人の意見が総会に反映されることはなく、かつ行政書士会の執行部が行政書士法を理解していないため、行政書士会内での「部分社会の法理」を適用すれば「行政書士会の強制加入制度の濫用」、「行政書士の名称使用の濫用」につながります。現状、行政書士会は、行政書士法第15条2項に記載されている目的を遂行していません。行政書士の制度設計を無視し、権利を濫用している行政書士会への強制加入は、行政書士法に定められた業務を行う上での参入規制であり、思想信条の自由、経済活動の自由を侵害するものであります。</p> <p>都道府県知事の監督が必要ということであれば、業務の方向性が違う行政書士を一つの会にまとめることをせずに、一つの都道府県につき二つ以上の行政書士会の設置を認め、行政書士の経済活動の自由、思想信条の自由を保障すべきです。「行政書士法に定められた業務ではない業務のための資金を出せ、出さなければ裁判を起こして廃業に追い込む」というやり方で行政書士会は運営されていますので、このような状況を続けるのであれば、行政書士会の強制入会制度を廃止するか、都道府県に2つ以上の行政書士会の設置を認めるべきです。</p>	個人	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
56	29年 3月15日	29年 3月21日	新規化学物質の有害性調査の具体的な方法等に関するQ&A(基安化発0317第1号)の見直しについて	<p>労働安全衛生法(以下、安衛法)は新規化学物質を届け出に際し、有害性調査結果の厚生労働省への提出を求めています。平成26年3月17日発出の「新規化学物質の有害性調査の具体的な方法等に関するQ&Aについて(基安化発0317第1号)」は、バイオテクノロジー応用医薬品(以下、バイオ医薬品)の試験方法と提出書類を説明しており、変異原性試験又はがん原性試験成績の提出を求めています。一方、バイオ医薬品の承認申請では、ICH S6 (R1)ガイドライン(平成24年3月23日付薬食審査発0323第1号)に準拠して安全性が評価され、その結果が医薬品医療機器総合機構(PMDA)により審査され、厚生労働省により承認されます。本ガイドラインでは変異原性試験及びがん原性試験はバイオ医薬品に対しては不適切とされています。高分子であるバイオ医薬品がDNAや染色体成分に直接作用するとは考えられないこと、げっ歯類ではヒト型分子の薬理作用は弱い、または欠如すること、免疫反応による排除などが理由です。そのためがん原性リスクは公表データ、類薬の情報、標的分子や作用機序の特性、長期毒性試験や臨床試験の結果等、科学的重要度に基づいて評価することとされています。このように、バイオ医薬品の安全性評価に関する二つの規制の間に矛盾が生じています。ICHガイドラインは医薬品の承認審査の国際調和を目的とし、科学の進歩及び経験を踏まえて検討、制定されており、労働者の安全性確保にも応用可能と考えられます。また、ICHガイドラインが不適切と規定した試験を安衛法のために実施することには科学的根拠がありません。更に欧米各国で化学物質の人及び環境への影響の最小化を目的に策定された規則(REACH, TSCA等)では、医薬品は審査の対象外である一方、日本では依然として安衛法に基づいた試験が要求されています。</p> <p>以上の状況を踏まえ、安衛法に係る当該Q&Aを改定し、変異原性試験又はがん原性試験成績に代わり、PMDAの審査報告書等(非臨床試験のみ)を提出することを認めていただきたい。本要望は、当該Q&Aの発出前は安衛法に基づく届け出で許容されていたものです。</p>	<p>欧州製薬団体連合会技術委員会非臨床部会 米国研究製薬工業協会技術委員会薬事部会 日本製薬工業協会基礎研究部会</p>	厚生労働省
57	29年 3月15日	29年 3月21日	個人所有するレジャーボートに対する検査制度について問題提起	<p>個人が所有する小型レジャーボートに航海灯(輸入品)の設置を予定しており、必要な検査について日本小型船舶検査機構(JCI)のホームページ質問/返答内容を確認いたしましたところ、環境試験を受験するor航海灯メーカーから環境試験結果(データ)を入手したものを受験者が提出し、国内基準との適合性が確認できた航海灯のみ設置できる内容が記載されておりました。JCIにメール等で環境試験受験の流れについて問い合わせた結果、環境試験は専門的測定機器が必要であり、検査機関で実施する必要がありますが、検査機関を個人で手配し利用する事が出来ないことと返答されました。また試験データの入手について、今般取り付けを予定しておりますメーカー(ATTWOOD/PERKO)2社のホームページを確認したところ提供されたデータがなかった事から、JCIに再度連絡しデータの提供ができるメーカー名、及び国内環境試験について海外メーカーの認知の有無について質問した結果、JCI本部では認識がないと返答されました。</p> <p>このように、ホームページでは輸入航海灯は設置ができると説明されているにもかかわらず、電話/メールでは、JCI自ら設置が出来ないと返答されております。</p> <p>従来であれば、輸入灯火を船体へ設置する場合は、現物(航海灯)をJCI本部へ送付し予備検査を受検し、合格すれば設置ができておりました。JCI本部へ確認した結果、平成15年～平成26年では約9種類/400個の合格実績があると返答されております。しかし、平成26年以降は航海灯の基準改正に伴い、前述の環境試験が予備検査に追加された為、個人単位の受験が出来ない為、合格実績は0件であると返答されました。</p> <p>従来の予備検査費用は合計8900円でJCIが事前徴収され、検査はJCI本部で検査機器を使用して実施されておりましたが、改正後も予備検査費用は同じ金額で、環境試験のみ個人負担とされている為、これらを取り決めた法律の提示をJCI本部、国土交通省検査測度課へ求めておりましたが、未だ返答されておられません。</p> <p>以下の項目について法律上の定めがあるかについて確認していただきまして、多大な個人負担が必要とされる検査制度のあり方について問題提起願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.輸入船灯(JCI検定外品及び自作品)を取り付けする為に環境試験の受験が必須とされている事 2.環境試験の費用(高額予測)を受験者(個人)負担させる事 過去は両色灯2900円 白灯約5000円でJCI本部で検査実績有 改正後も同じ料金設定で、環境試験費用を個人負担 + 配光試験(過去と同料金)。 問題提起:改定後も同料金で配光試験のみJCIで実施される理由は? 3.受験者に対して、環境試験は試験機関を利用するように説明された事 	個人	国土交通省

(注)「3 檜葉町の小中学校における遠隔教育の導入」については、検討要請を行い、所管省庁から回答があった後、「提案を取り下げたい」旨の連絡があった。